

平成30年度福知山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成30年7月13日制定

1 目的

障害のある人が地域で自立した生活を送るには、雇用の拡大と、就労の促進によって経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。）に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の拡大を図り、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進につなげることを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進方針を定める。

2 適用範囲

福知山市役所の全ての機関とする。

3 調達の方針

（1）調達を推進する物品等

調達を推進する物品等については、本市がこれまでから調達している物品等の一層の活用を図るとともに、これまで調達実績のない事業においても調達の検討を進める。

【調達の対象となる物品等の例】

ア 物品

- ・手工芸品（袋、置物、アクセサリ、コースター等）
- ・日用品・雑貨類（たわし、入浴剤、洗濯ばさみ等）
- ・農作物（野菜、豆類等）
- ・食品類（弁当、パン、菓子等）

イ 役務

- ・清掃・除草業務
- ・軽作業

（2）調達の推進に必要な情報の提供

福祉保健部障害者福祉課は、障害者就労施設等が提供することができる物品等の項目を本市各部署へ情報提供する。

（3）福祉的就労の業務拡大

物品等の発注にかかる窓口として福知山市障害者就労促進センターとの連携を図り、物品等の新たな項目を検討することにより福祉的就労が可能な業務の拡大に寄与する。

(4) 調達目標

平成30年度における調達の目標は、以下のとおりとする。

区分	平成30年度 調達目標	平成29年度 実績額	内 容
物品	413 千円	440 千円	コサージュ、布袋 等
役務	24,555 千円	24,511 千円	環境パークプラスチック類選別 業務、除草作業、清掃作業 等
合計	24,968 千円	24,951 千円	

4 調達方針及び調達実績の公表

福知山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針及び物品等の調達実績は、市ホームページ等により公表する。

5 その他

物品等の契約にあたっては、福知山市財務規則の定めによる。